

平成20年8月 8日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年1月25日付け高人第285号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の3件である。

- （1） 平成13年10月1日制定の「高年齢層職員からの特別昇給制度実施要領」および「高年齢層職員からの特別昇給制度実施要領細則」に基づいて特別昇給をさせた職員の平成13年度以降の各年度ごとの人数の分かる一切の文書
- （2） 上記（1）の特別昇給に要した費用の各年度ごとの金額の分かる一切の文書
- （3） 上記（1）の特別昇給に要する費用の各年度ごとの予算の分かる一切の文書

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成18年12月11日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同月25日に一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開および非公開処分の取消しを求めて平成19年1月17日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。更に、一部開示した文書も公開請求内容に対応していない。請求項目1－(1)は「特別昇給をさせた」職員についての文書である。請求項目1－(2)および1－(3)の文書は不存在としているが、誤りである。これらの内容の分かる文書が「一切」存在しないことはあり得ないからである。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本市では、平成13年10月1日制定の「高年齢層職員からの特別昇給制度実施要領」および「高年齢層職員からの特別昇給制度実施要領

細則」に基づいて特別昇給を実施しているが、本件請求対象行政文書は、当該制度に基づく昇給予定者数の分かる文書である。

(2) 一部公開（非公開部分）について

本件行政文書は、「高年齢層職員からの特別昇給制度実施要領」等に基づく昇給予定者を決定するために作成した文書であり、記載された氏名および職員番号は、特定の個人を識別することができるため、条例7条1号に該当し非公開としたものである。

(3) 行政文書不存在について

請求内容1-(2)および1-(3)については、文書を作成しておらず、行政文書不存在である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件は、高松市が平成13年度において策定した、職員の特別昇給に係るものであり、実施機関は、各年度の人数が分かるものとして、「高年齢層職員からの特別昇給制度の実施および平成13年度特別昇給予定者の決定について」を該当する行政文書として判断し、その一部を公開している。

実施機関の説明によると、各年度の人数が分かるものとして、対象者全員が記載されている当該行政文書を一部公開していることについて、これ以外に対象行政文書はないとのことであり、実施機関が決定した対象行政文書に錯誤があるとはいえない。その上で、非公開部分である、職員名と職員番号について検討すると、昇給に関する情報は、職務の遂行に係る情報ではないことから、非公開とした処分は相当である。

また、請求項目にある、本件に関する各年度ごとの予算額および実績額については、対象職員の人数は多大であり、その個々に本件特別昇給制度以外の昇給に係る事情があり、個々の職員に着目して給与金額を算定しているため、本件制度のみの影響額を算出したデータはないという実施機関の説明に不合理な点は見受けられない。このため、実施機関が不存在を理由に非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年1月25日	諮問書受付
平成20年3月28日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年5月30日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申